

三重県障害者自立支援協議会  
開催結果

# 平成28年度第2回三重県障害者自立支援協議会 概要

日時 平成29年2月14日（火）13:30～16:20

場所 三重県人権センター 大セミナー室

## 1 議題

### (1) 就労移行の充実に向けて（P3～）

県では、平成26年度に策定した平成27～29年度みえ障がい者共生社会づくりプランにおいて、障がい者雇用に関する取組を重点的取組に位置付けており、その取組内容としては、①障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、就労定着などの段階に応じた、個人の適性に応じた支援、②福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労系障害福祉サービス事業所における機運の醸成や障害者就業・生活支援センターの機能強化と工賃の向上、③企業への障がい者雇用に対する理解の促進および、新たな雇用の場の開拓などによる、障がい者の適性に応じた職場や職域の拡大、としている。

本県の平成28年の民間企業における障がい者の実雇用率は、法定雇用率を超える2.04%（全国20位）となったが、福祉施設から一般就労への移行は伸び悩んでいる状況にある。

そこで、伸び悩みの原因、一般就労への支援のあり方、また、就労継続の支援のあり方について、意見をいただいた。

（委員から）

- ・就労継続支援B型の利用者には、B型と生活介護のグレーゾーンの方がいて、一般就労へ向かっている人もいるが、生活介護に近く、居場所になっている人もいる。
- ・福祉施設から一般就労への移行には、計画相談が重要である。セルフプランが多い地域もあり、これをどうにかしていく必要がある。
- ・相談支援専門員の意識が就労にいていない場合がある。中途障がいの場合等に復職支援をしてもらえるところが無い。
- ・特別支援学校の生徒の進路先として、就労移行支援事業所のイメージがあまりないため、就労移行支援事業所に行く流れが出来ていない。もっとPRの必要がある。
- ・就労継続支援B型事業を選ぼうとするとき、それぞれの事業所の特色、何にウエイトを置いているのかが分かりにくい。

### (2) 差別解消・偏見解消の取組について

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、県では、法律の周知を図るために啓発等を行うとともに、相談窓口や三重県障がい者差別解消地域支援協議会を設置し、相談への対応や相談事案の共有に取り組んでいる。

また、平成28年7月に発生した、相模原市における障害者入所施設における殺傷事件では、犯人の障がい者に対する偏見、蔑視があり、さらに、犯人自身も精神科病院への措置入院歴があるなど、社会の障がい者への偏見が助長さ

れる恐れのある事件となった。

県では、根強く存在する、障がい者への差別と偏見の解消に向けて、障害者差別解消法に基づいた取組や偏見解消を目的としたイベント等を行っているが、今後、差別と偏見の解消に向けて、私たちは、どのような意識を持つべきなのか、また、取り組んでいくべきこと等について、具体的な意見をいただいた。

(委員から)

- ・相模原事件のようなことが起こったら、自分が家族や仲間を守りたい。
- ・次の議題ともつながるが、自分が地域移行をしたときに日常生活用具の設置や更新時に多大な自己負担を強いられた。これも障がい者に対する虐待と言えるのではないか。

### (3) サービス等利用計画附属の地域移行アセスメントシート(案)について

(P11~)

サービス等利用計画は、真の障がい者のニーズに基づいたアセスメントと利用計画に沿って複数のサービス等の調整を行うことで、一体的・総合的に障害福祉サービスを提供されることにより、本人中心の支援を受けることが可能となるものとされている。

しかし、施設入所中の障がい者の場合には、その多くが現状の障害福祉サービスの内容を是として入所を継続する内容となっているため、地域移行のニーズ、可能性について検討がなされていない状況にある。

そこで、三重県障害者自立支援協議会に設置している地域移行課題検討部会において、サービス等利用計画に附属して使用するための地域移行アセスメントシート(案)を検討したので、その考え方、また、(案)の内容について、意見をいただいた。

(委員から)

- ・アセスメントシートの作成にあたっては、内容を当事者にも見せて欲しい。また、アセスメントシートの記入にあたって結論を誘導していくような形にならないように配慮すべきである。
- ・利用者からの聞き取り時に施設職員の同席は必須とする必要はないと思う。
- ・相談支援専門員が何を持って可能とするのか、何を持って困難とするのか、判断が難しい。

## 2 報告

### (1) 人材育成検討部会(P20~)

三重県障害者自立支援協議会に設置している人材育成検討部会における平成28年度の実施状況について説明した。

### (2) 医療的ケア課題検討部会(P25~)

三重県障害者自立支援協議会に設置している医療的ケア課題検討部会における平成28年度の実施状況について説明した。

## 一 現在の取組状況

障がい者の自立を支援するため、障がい者雇用施策と連携しながら個々の障がい者の就労意欲、能力、適性に応じた一般就労を促進します。

### 1 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス

#### (1) 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者で、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う（利用期間：2年）。

事業所数 (H29.2.1)	定員(H29.2.1)	利用者数(H28.4.1)
31箇所	366人	252人

#### (2) 就労継続支援

##### ア 就労継続支援A型

一般企業等に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

事業所数 (H29.2.1)	定員(H29.2.1)	利用者数(H28.4.1)
71箇所	1,290人	1,322人

##### イ 就労継続支援B型

一般企業等に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

事業所数 (H29.2.1)	定員(H29.2.1)	利用者数(H28.4.1)
201箇所	3,891人	3,070人

### 2 障害者雇用促進法に基づく事業

#### 障害者就業・生活支援センター

就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等の関係機関との連絡調整、支援対象者の状況の把握、事業主に対する雇用管理に関する助言、関係機関に係る情報の提供、その他の支援対象者が職業生活における自立を図るために必要な援助を総合的に行う。

年度	H23	H24	H25	H26	H27
登録者	2,238人	2,453人	2,696人	3,026人	3,420人

### 3 県独自の取組

#### (1) 社会的事業所創業支援モデル事業

働く意欲を持つ障がい者が地域で自立して生活するための基盤として、「福祉的就労」でも「一般就労」でもない新たな就労の場を創設するため、障がい者 5 人以上を雇用する社会的事業所の創業と安定的な運営の支援を行う。

- ・平成 27 年度実績 事業所 4 か所（尾鷲市、鈴鹿市、亀山市、伊勢市）  
障がい者従業員数 計 26 人

#### (2) 障がい者就労安心事業

障がい者の就労の継続を支援するため、施設退所後 2 年以内に一般就労した障がい者に対し、施設職員による月 2 回程度の面接・訪問等により、就労の継続に必要な相談支援を行う。

- ・平成 27 年度実績 支援者数 75 人

#### (3) 知的障がい者就労支援講座

就労を希望する知的障がい者に対し、障害者居宅介護従事者基礎研修履修のための研修、介護施設等における体験実習を行い、障がい者施設での介護ヘルパー資格など就職のために必要な基本的な知識技能を身につけるための講座を開催する。

- ・平成 27 年度実績 受講者数 5 人（うち就職者数 2 人）

#### (4) 県の機関における知的障がい者・精神障がい者職場実習事業

行政機関における受入れ体制や業務の切り出し等について検討するとともに、県職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、就労を希望する知的障がい者、精神障がい者に対し、県の機関において、職場実習を行う（実習期間 3 ヶ月以内）。

- ・平成 27 年度実績 実習人数 知的障がい者 3 人、精神障がい者 1 人

#### (5) 工賃向上計画支援事業

工賃向上に意欲的な事業所等に対し、経営コンサルタント等を派遣することにより、事務の効率化や経営改善等を図り、各事業所における商品、サービスの改善等について技術的支援を実施するとともに、事業所向けにセミナーを開催する。

- ・平成 27 年度実績 コンサルタント派遣 42 件、セミナー開催 5 回

#### (6) 共同受注窓口事業

福祉的就労事業所に対する受注の仲介、調整等を共同して行う窓口の運営、工賃向上に向けた販路拡大、品質管理の指導等を行う法人に対し支援を行う。

- ・平成 27 年度実績 取扱額 69,644 千円

#### (7) 障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの調達の推進

障がい者が就労する事業所等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する

ことにより、障がい者の経済的な自立を図るため、毎年度、調達目標を含めた調達方針と実績を策定、公表し、障害者就労施設等や障がい者雇用促進企業等への優先的な発注を進める。

・平成 27 年度実績

	調達目標	調達実績	実績／目標
障害者就労施設等	24,100 千円	40,698 千円	168.9%
障がい者雇用促進企業等	33,900 千円	43,262 千円	127.6%
計	58,000 千円	83,960 千円	144.8%

## 二 今後の取組方向

- (1) 企業等への就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、就労移行支援事業所の設置促進、サービスの質の確保を図ることが必要です。
  - ・事業所の設置に向けた相談や協議への対応、開設後の指導・監査の実施
  - ・施設整備補助金による整備支援
  - ・サービス管理責任者等事業所職員研修の充実
- (2) 障害者就業・生活支援センターを中心とした関係事業所間のネットワークを強化し、一般就労への移行促進に向けた取組を進めることが重要です。
  - ・障害者就業・生活支援センターの機能強化の充実（就労移行支援事業所等との連携及び支援、地域におけるネットワークの構築支援等）
  - ・就労に向けたアセスメントの充実
- (3) 障がい者の障がい特性に対応した相談支援体制の整備や多様な就労先の確保が必要です。
  - ・障がい特性に対応した専門的な相談支援体制、支援者研修の充実
  - ・多様な就労の場の確保
- (4) 就労が継続困難な障がい者に対し、支援機関や事業所などがサポートすることにより、少しでも就労が継続できるよう支援を行う体制が必要です。
  - ・障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等関係機関の連携の強化
  - ・平成 30 年度における「就労定着支援」サービスの創設
- (5) 福祉事業所における工賃は依然として低い状況にあり、関係機関の協働体制の向上や各事業所の自主的な取組を促進することが重要です。
  - ・工賃向上に向けた取組の支援、優先調達の推進

## 1 県障害福祉計画における成果目標及び実績

### (1) 福祉施設からの一般就労移行者数

	第3期			第4期		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
目標	-	-	110	-	-	191
実績	95	138	161	164		

### (2) 就労移行支援事業の利用者数

	第3期			第4期		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
目標	-	-	-	-	-	313
実績	163	148	201	244		

※実績は国保連データ3月分実績

### (3) 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

	第3期			第4期		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
目標	-	-	-	-	-	65.6%
実績	26.7%	26.3%	22.7%	30.8%		

## 2 事業所数、定員、利用者数の推移

		H24	H25	H26	H27	H28
就労移行支援	事業所数	17	15	18	24	32
	定員	185	165	194	285	346
	利用者数	167	135	133	172	252
就労継続支援A型	事業所数	21	41	51	61	71
	定員	392	760	980	1,128	1,281
	利用者数	301	628	944	1,135	1,322
就労継続支援B型	事業所数	163	152	173	179	194
	定員	2,743	3,042	3,405	3,464	3,761
	利用者数	2,367	2,551	2,788	2,302	3,070

※事業所数及び定員は4月1日時点、利用者数は国保連データ4月分実績

## 3 圏域別の事業所数、定員(平成29年2月1日時点)

圏域		就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型
桑名員弁	事業所数	2	11	22
	定員	26	195	386
四日市	事業所数	5	15	26
	定員	81	280	531
鈴鹿・亀山	事業所数	5	11	22
	定員	61	244	459
津	事業所数	4	9	37
	定員	52	165	673
松阪多気	事業所数	1	6	27
	定員	20	95	482
伊勢志摩	事業所数	8	11	36
	定員	80	181	784
伊賀	事業所数	5	5	23
	定員	36	90	441
紀北	事業所数	1	1	4
	定員	10	20	65
紀南	事業所数	0	2	4
	定員	0	20	70
計	事業所数	31	71	201
	定員	366	1,290	3,891

#### 4 就労移行等実態調査結果

##### (1) 事業別の一般就労者数

事業の種類	H24				H25				H26				H27				(参考) 全国 H26移行率
	利用者数	一般就労者数	移行率		利用者数	一般就労者数	移行率		利用者数	一般就労者数	移行率		利用者数	一般就労者数	移行率		
就労移行支援	135	27	28.4%	20.0%	119	26	18.8%	21.8%	191	36	22.4%	18.8%	200	41	25.0%	20.5%	27.2%
就労継続支援A型	650	20	21.1%	3.1%	931	60	43.5%	6.4%	1,089	56	34.8%	5.1%	1,193	66	40.2%	5.5%	4.1%
就労継続支援B型	2,617	45	47.4%	1.7%	2,909	44	31.9%	1.5%	3,020	53	32.9%	1.8%	3,140	53	32.3%	1.7%	1.6%
小計	3,402	92		2.7%	3,959	130		3.3%	4,300	145		3.4%	4,533	160		3.5%	4.5%
生活介護、自立訓練	4,244	3	3.2%	0.1%	4,434	8	5.8%	0.1%	4,606	16	9.9%	0.1%	4,553	4	2.4%	0.1%	
計		95				138				161				164			

※利用者数は翌年度4月1日時点

##### (2) 事業別の退所理由(H27)

事業の種類	H28年4月1日時点の利用者数	平成27年度に利用を終了した者の退所理由（平成27年4月1日～平成28年3月31日）														
		就職者合計	3 在宅就業	4 起業自営業	5 移行へ転所	6 A型へ転所	7 B型へ転所	8 期間満了(移行のみ)	9 その他施設	10 在宅	11 転居	12 入院	13 死亡	14 その他	15 不明	合計
就労移行支援	200	41	1	0	2	8	5	8	3	10	2	0	1	6	0	87
就労継続支援A型	1,193	66	1	3	4	33	12	0	4	60	9	16	4	42	34	288
就労継続支援B型	3,140	53	1	0	7	44	41	1	38	49	7	53	17	29	8	348
小計	4,533	160	3	3	13	85	58	9	45	119	18	69	22	77	42	723
生活介護、自立訓練	4,553	4	0	0	6	6	42	1	98	38	9	46	50	24	2	326
計	9,086	164	3	3	19	91	100	10	143	157	27	115	72	101	44	1,049

(3) 事業別の障がい種別内訳

事業の種類	障がい種別	H24		H27				増減 (H27-H24)					
		利用者数		一般就労者数		利用者数		一般就労者数		利用者数		一般就労者数	
就労移行支援	身体障がい	24	17.8%	2	7.4%	24	12.0%	2	4.9%	0	-5.8%	0	-2.5%
	知的障がい	64	47.4%	18	66.7%	81	40.5%	25	61.0%	17	-6.9%	7	-5.7%
	精神障がい	36	26.7%	4	14.8%	75	37.5%	9	22.0%	39	10.8%	5	7.1%
	発達障がい、難病その他	11	8.1%	3	11.1%	20	10.0%	5	12.2%	9	1.9%	2	1.1%
	計	135		27		200		41		65		14	
就労継続支援A型	身体障がい	173	26.6%	6	30.0%	267	22.4%	8	12.1%	94	-4.2%	2	-17.9%
	知的障がい	189	29.1%	4	20.0%	315	26.4%	12	18.2%	126	-2.7%	8	-1.8%
	精神障がい	275	42.3%	9	45.0%	566	47.4%	45	68.2%	291	5.1%	36	23.2%
	発達障がい、難病その他	13	2.0%	1	5.0%	45	3.8%	1	1.5%	32	1.8%	0	-3.5%
	計	650		20		1,193		66		543		46	
就労継続支援B型	身体障がい	216	8.3%	3	6.7%	297	9.5%	5	9.4%	81	1.2%	2	2.8%
	知的障がい	1,529	58.4%	15	33.3%	1,696	54.0%	16	30.2%	167	-4.4%	1	-3.1%
	精神障がい	787	30.1%	21	46.7%	1,007	32.1%	29	54.7%	220	2.0%	8	8.1%
	発達障がい、難病その他	85	3.2%	6	13.3%	140	4.5%	3	5.7%	55	1.2%	-3	-7.7%
	計	2,617		45		3,140		53		523		8	

※利用者数は翌年度4月1日時点

(4) 各事業所の一般就労者数別の内訳(H27)

一般就労者数	就労移行支援		就労継続支援A型		就労継続支援B型		計	
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数
0人	11	42.3%	33	50.0%	151	81.2%	195	70.1%
1人	1	3.8%	17	25.8%	24	12.9%	42	15.1%
2人	7	26.9%	8	12.1%	6	3.2%	21	7.6%
3人以上	7	26.9%	8	12.1%	5	2.7%	20	7.2%
計	26		66		186		278	

(5) 就労移行支援事業所における一般就労への移行率

移行率	H24		H25		H26		H27	
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数
0%	3	20.0%	10	52.6%	9	40.9%	11	42.3%
0%超～10%未満	2	13.3%	0	0.0%	3	13.6%	0	0.0%
10%～20%未満	3	20.0%	2	10.5%	2	9.1%	3	11.5%
20%～30%未満	3	20.0%	2	10.5%	3	13.6%	4	15.4%
30%～	4	26.7%	5	26.3%	5	22.7%	8	30.8%
計	15		19		22		26	

※一般就労への移行率は、一般就労移行者数/翌年度4月1日時点の利用者数

平成27年度障がい者就業・生活支援事業の進捗状況(平成28年3月31日現在)

【活動指標】【成果目標】【成果目標】

【成果目標】

1. みえ障がい者共生社会づくりプランに係る進捗状況(3月末)

圏域 (ナカボツ)	登録者数	就労人数	進捗状況								うち 福祉施設 からの移行人数 (再掲)	目標値	目標値	目標値	【成果目標】			目標値
			身体	知的	精神	その他	(参考)	(参考)	(参考)	就労移行率3割 以上の就労移行 支援事業所の 割合								
桑員 (そういん)	328	31	3	9.7%	20	64.5%	7	22.6%	1	3.2%	5	19	29	2				75%
四日市 (ブラウ)	816	87	5	5.7%	43	49.4%	39	44.8%	0	0.0%	5	59	73	5				50%
鈴鹿亀山 (あい)	398	71	7	9.9%	36	50.7%	26	36.6%	2	2.8%	15	24	48	3				60%
津 (ふらつと)	473	44	4	9.1%	29	65.9%	11	25.0%	0	0.0%	8	21	49	5				50%
(マーベ ル)	605	50	8	16.0%	27	54.0%	14	28.0%	1	2.0%	8	14	9	3				100%
伊勢志摩 (プレス)	298	29	2	6.9%	11	37.9%	16	55.2%	0	0.0%	13	21	51	7				57%
伊賀 (ハオ)	344	33	4	12.1%	20	60.6%	9	27.3%	0	0.0%	14	26	45	5				75%
紀北 (結)	113	16	3	18.8%	3	18.8%	7	43.8%	3	18.8%	3	4	6	1				100%
紀南 (あしすと)	45	6	0	0.0%	4	66.7%	2	33.3%	0	0.0%	2	3	3	0				100%
計	3,420	367	36	9.8%	193	52.6%	131	35.7%	7	1.9%	73	72	191	31	32	21		65.6%

2. 年度別障がい者就業・生活支援事業の実績一覧

年度	登録者数(A)	就労人数(B)	( )は、福祉施設からの移行した人数の再掲。[ ]は一般就労の中で福祉施設から移行した人の割合。								
			(A)/(B)	身体	知的	精神	その他				
H24	2,469	247	10.0%	31	12.6%	144	58.3%	66	26.7%	6	2.4%
		(23)	(0.9%)	(2)	(8.7%)	(11)	(47.8%)	(10)	(43.5%)	(0)	(0.0%)
		[9.3%]		[6.5%]	[7.6%]	[15.2%]	[0.0%]				
H25	2,696	294	10.9%	43	14.6%	154	52.4%	92	31.3%	5	1.7%
		(51)	(1.9%)	(1)	(2.0%)	(27)	(52.9%)	(23)	(45.1%)	(0)	(0.0%)
		[17.3%]		[2.3%]	[17.5%]	[25.0%]	[0.0%]				
H26	3,026	318	10.5%	43	13.5%	156	49.1%	114	35.8%	5	1.6%
		(67)	(2.2%)	(8)	(11.9%)	(29)	(43.3%)	(30)	(44.8%)	(0)	(0.0%)
		[21.1%]		[18.6%]	[18.6%]	[26.3%]	[0.0%]				
H27	3,420	367	10.7%	36	9.8%	193	52.6%	131	35.7%	7	1.9%
		(73)	(2.1%)	(7)	(9.6%)	(33)	(45.2%)	(33)	(45.2%)	(0)	(0.0%)
		[19.9%]		[19.4%]	[17.1%]	[25.2%]	[0.0%]				

# 障がい者雇用に関する取組について

雇用経済部 雇用対策課

## みえ県民カビジョン 第二次行動計画

### 障がい者雇用の推進

#### ■めざす姿

障がい者が、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いている。

#### ■取組方向

県と障がい者の就労を支援している機関との連携を強化し、企業の理解を深めるとともに、障がい者の態様に  
応じた職業能力開発を進めることにより、障がい者雇用を促進する。

#### ■目標(平成31年)

- ・民間企業における障がい者の実雇用率 2.45%
- ・民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合 62.2%

平成28年度の事業実施状況	平成29年度の方針
<p>○ステップアップカフェを活用した取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェ機能 総来店者数：約6万人、職場実習の受入れ数累計：16人 (H26.12.24～H29.1.31)</li> <li>・ブラッシュアップ機能 障がい者就労支援事業所商品の展示・販売取扱い件数 累計：48事業所162点(H26.12.24～H29.1.31)</li> <li>・コーディネート機能 12月に「障がい者が働くこと」を考えるステップアップ大学を開校 第1回授業(12月)参加者数：66人 第2回授業(1月)参加者数：18人</li> </ul> <p>○三重県障がい者雇用推進企業ネットワークの活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録企業数：193社(H29.2.1現在)</li> <li>・企業見学会の開催(9月) 参加者数：31人(企業14社20人、関係機関7団体11人)</li> <li>・「産・福・学」情報交流会の開催(12月に2回) 参加者数：94人(企業34社39人、福祉関係28団体37人、特別支援学校10校13人、行政5人)</li> <li>・3月に2回目の企業見学会を開催し、併せて職場定着支援研修を実施予定。</li> </ul> <p>○企業における障がい者の態様に応じた委託訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練受講者：37人、就職者数：15人(H29.1.31現在)</li> </ul> <p>○障がい者の就労の場の拡大及び職場定着の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問 訪問企業数276社(H29.1.31現在)</li> <li>・障がい者就職面接会の開催(8回) 求人数：150社424件、参加障がい者数：538人</li> <li>・障がい者優良事業所表彰・事例発表の開催 障がい者雇用推進月間(9月)に優良事業所の表彰、受賞企業による事例発表 参加者数：64人</li> <li>・2月21日に三重労働局及び三重障害者職業センターとの共催で、事業主向けの障がい者雇用促進セミナーを開催予定。</li> </ul>	<p>○ステップアップカフェの機能を活用するなどにより、企業及び県民の障がい者雇用に関する理解をさらに深める。</p> <p>○「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」における企業間の交流の支援など、企業の主体的な障がい者雇用に関する取組を支援する。</p> <p>○地域の企業等において、障がい者の能力、適性及び雇用ニーズに対応した職業訓練を実施することにより、就職に必要な知識や技能の習得を支援し、円滑な就労及び職場定着を促進する。</p> <p>○優良事例の普及・啓発、支援制度の周知、求人開拓、職場定着推進に向けた人材育成など、企業の障がい者雇用に関する取組を支援することにより、障がい者の就労の場の拡大及び職場定着を支援する。</p> <p>○県内企業における障がい者雇用の実態や職場定着の状況、課題等を調査し、把握する。</p>

## 三重県障害者自立支援協議会への報告（地域移行課題検討部会）

平成29年2月14日

### 1 地域移行課題検討部会開催状況

第1回 平成28年8月19日（金）13：30～16：30

場所：三重県障害者相談支援センター会議室 出席状況：委員5名出席

第2回 平成28年10月26日（水）13：30～16：30

場所：三重県障害者相談支援センター会議室 出席状況：委員3名出席

第3回 平成28年11月14日（月）18：00～21：00

場所：三重県障害者相談支援センター会議室 出席状況：委員3名出席

第4回 平成28年12月12日（月）13：30～16：30

場所：三重県合同ビルG101会議室 出席状況：委員4名出席

第5回 平成29年2月7日（火）13：30～16：30

場所：三重県障害者相談支援センター会議室 出席状況：委員5名出席

### 2 地域移行課題検討部会の委員構成

- ・特定非営利活動法人ピアサポートみえ 杉田 宏 氏
- ・社会福祉法人維雅幸育会上野ひまわり作業所 奥西 利江 氏
- ・社会福祉法人三重済美学院 済美寮 黒田 伸 氏
- ・有限会社 With A Will 市川 知律 氏
- ・鈴鹿医療科学大学 貴島 日出見 氏
- ・社会福祉法人愛恵会 相談支援事業所こだま 島 優子 氏

### 3 検討経緯

本年度は、昨年度検討すべき議題として、選出した、下記10項目のうち、優先順位をつけて、「(1) サービス等利用計画の地域移行項目追加について」に関して、具体的な検討を行った。

その結果、障害者入所施設等の入所者のサービス等利用計画を作成する際に、地域移行の可能性の検討を十分行うことが必要であり、そのために役に立つツールとしてサービス等利用計画の策定時に用いる地域移行アセスメントシート（案）を作成した。

(1) サービス等利用計画の地域移行項目追加について

(2) 意思決定支援のガイドライン検討について

(イギリス2005年意思能力法をベースとした入所者（利用者）に接する

場合の心得（権利の保障）の作成、支援プロセスのマニュアル・ガイドライン等）

- (3) 地域の受け皿、グループホームの充実に向けた取組み方針の作成
- (4) 一時避難的な地域生活に資する場所（短期入所等）の確保策の検討について
- (5) 相談支援を充実させるための方針の作成（介護保険との連携など）
- (6) 地域移行支援研修の評価と改善案の作成
- (7) 三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンの検証（地域移行課題検討の観点から）
- (8) 入所施設等の関係者のモチベーション向上方策（減算対策、優良事業所表彰等）
- (9) 施設入所することなく地域生活を継続させていくための方策（入所待機の仕組みの検討等）

#### 4 地域移行アセスメントシート（案）にかかる部会意見

##### (1) 地域移行アセスメントシート（案）の作成趣旨

障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の第19条において、居住の自由が定められ、障害者支援施設等の施設入所者においても、本人の意思に基づく支援の方向、具体的には望む場合はできるかぎり地域生活の実現に向けた支援を行うことが求められている。

また、障害福祉サービスの利用にあたっては、サービス等利用計画を作成しなければならず、そのサービス等利用計画は本人の意思を尊重して作られるものとされており、障害者支援施設等への入所支援についても例外ではない。

したがって、障害者支援施設等の入所者の入所サービスを受けるにあたって、本人の意思、希望を実現するための支援の方向性を基にしたサービス等利用計画を作る必要があり、その際には、どこにどのように住みたいのかということやその生活の実現のための支援を記載していくことになる。

本人の意思、希望の聴き取り、その実現のための支援の方向性を定めていくための補助シートとして、地域移行アセスメントシート（案）を作成したものである。

#### 参考

障害者の権利に関する条約 第19条(a)「障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。」

## (2) 地域アセスメントシート（案）の今後の検討方針

平成29年度中に地域移行アセスメントシート（案）に必要な修正を加え、成案とすべく、施設や相談支援専門員に呼びかけて、地域移行アセスメントシート（案）のモデル使用を実施する。それにより、効果を測定するとともに、記入例や記入の仕方の説明書を作成していく。

そういった作業を行った上で、地域移行アセスメントシート（案）の普及推進について県当局に答申すべきと考えている。

## 5 本会への提案

- (1) 本部会において、作成した、地域移行アセスメントシート（案）の内容について、ご意見をいただきたい。
- (2) この地域移行アセスメントシート（案）の今後の検討方針について、ご意見をいただきたい。

## 【地域移行に関する本人の意思確認】

日時	平成 年 月 日( ) AM・PM 時 分～				
場所(どこで)					
立会い	<input type="checkbox"/> 本人のみ	<input type="checkbox"/> 立会あり(誰と)			

移行希望確認の際の本人のこぼ	
----------------	--

※発語のない方であっても移行希望確認の質問に対する反応を記入すること。

意思伝達(確認)方法	今回結果 ※1	前回計画時結果 ※1
------------	---------	------------

(口頭で発する)こぼ  手話  ジェスチャー  筆記  その他

(その他の内容を具体的に記入)

地域移行したい
<input type="checkbox"/>

Q1・Q4へ

地域移行を希望しない
<input type="checkbox"/>

Q2・Q4へ

わからない
<input type="checkbox"/>

Q3・Q4へ

※1 地域移行の意向・可能性結果区分  
次の区分に従って、記載して下さい。

本人の意思 相談支援 専門員の判断	聴取可			聴取 困難	聴取 してい ない
	地域移行をしたい	今いる施設・病院の 生活が良い	わからない		
地域移行可能	A	C		E	F
地域移行困難	B	D			G

- A: 本人が地域移行の意思を表明、相談支援専門員も地域移行可能と判断
- B: 本人が地域移行の意思を表明、相談支援専門員は地域移行困難と判断
- C: 本人は地域移行の意思を表明せず、相談支援専門員は地域移行可能と判断
- D: 本人は地域移行の意思を表明せず、相談支援専門員は地域移行困難と判断
- E: 聴取困難だが、相談支援専門員は地域生活が可能と判断
- F: 聴取していないが、相談支援専門員は地域生活が可能と判断
- G: 聴取していないが、相談支援専門員は地域生活が困難と判断

Q1 ■■ 地域移行したい ■■

どこへ	<input type="checkbox"/> 出身地域 <input type="checkbox"/> 施設・病院付近 <input type="checkbox"/> 家族・親戚・友人・知人の居るところ <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入)
どのような家で	<input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 考え中 <input type="checkbox"/> 何処があるか分からない <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入)
誰と	<input type="checkbox"/> 1人で <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> 考え中 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入)
こんな暮らしをしたい	(日中活動) <input type="checkbox"/> 一般就労 <input type="checkbox"/> 福祉的就労 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 家で過ごす <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入)  日中活動も含めた具体的な希望 ・ 日中活動以外の希望

本人の現在の思い	後退いに所こや・とり退た院	く後退なに所いや・こり退とた院
	ほしいこと 手伝って	不安配なこと
	感じるよこと	じる不快と感

地域移行開始	<input type="checkbox"/> いますぐ準備を開始する 開始予定年月日( )	<input type="checkbox"/> まだ準備を開始しない 開始しない理由( )
制度の活用	<input type="checkbox"/> 地域移行支援を利用する (指定一般事業所: )	<input type="checkbox"/> 地域移行支援を利用しない (サポート: )

Q2 ■■ 地域移行を希望しない ■■

地域移行を希望しない理由

- 今のままが良い     新しい生活は不安     反対されている(誰に )  
 その他  
 (その他の内容を具体的に記入)

意思確認のための合理的配慮 ※2	<input type="checkbox"/> 本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解し、本人に適した説明を行ったか。 <input type="checkbox"/> できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝えたか(手話、伝達装置、絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む)。 <input type="checkbox"/> 情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行ったか。 <input type="checkbox"/> 予測される副次的出来事(リスクも含む)について伝えたか。 <input type="checkbox"/> 決定の結果についての責任を本人にも伝えたか。
------------------	--

※2 内容の詳細については、意思決定支援ガイドライン(案)参照。

今のままが良い	今の生活の良いところ	
	今の生活で変えたいところ	
新しい生活は不安	不安な理由	<input type="checkbox"/> 自信がない <input type="checkbox"/> 家事等に困るだろうから <input type="checkbox"/> 戻る家がない <input type="checkbox"/> 一度地域に出たがうまくいかなかった <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入)
	生活	(複数チェック可) <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> お金の管理 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 掃除 <input type="checkbox"/> 火の始末 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> 病気など緊急時の対応 <input type="checkbox"/> 戸締り <input type="checkbox"/> 近所付き合い <input type="checkbox"/> ゴミ出し <input type="checkbox"/> 日中活動 <input type="checkbox"/> 郵便物の管理 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入)
	心身機能	
	その他	
	誰に	
反対されている	何と言われているか	
	聞いたとき思ったこと	
	その他	

本人の現在の思い	心地よいと感じること		不快と感じること	
	ばど不安がサポートするのあれば	(複数チェック可) <input type="checkbox"/> 生活の相談 <input type="checkbox"/> お金の相談 <input type="checkbox"/> 病気の相談 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 各種の契約に関する相談 <input type="checkbox"/> 書類の読み方 <input type="checkbox"/> 緊急時の支援 <input type="checkbox"/> その他	やりたこと	
		(その他の内容を具体的に記入)	家族・周囲に伝えたいこと	

(地域移行の可能性)

サポートの提案	<input type="checkbox"/> グループホーム体験 <input type="checkbox"/> 買い物体験 <input type="checkbox"/> ピアサポーターとの面談 <input type="checkbox"/> 自立生活体験 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入)
やりたいことを実現するために	
家族へのサポート	

Q3 ■■ わからない ■■

わからない理由	<input type="checkbox"/> 地域移行のイメージがない
	<input type="checkbox"/> 意思確認ができない

地域移行のイメージがない理由

- 考えたことがない  説明を受けたことがない  説明が理解できなかった  今の生活し  
か知らない  その他  
(その他の内容を具体的に記入)

情報提供の工夫	
意思形成のためのサポート	<input type="checkbox"/> グループホーム体験 <input type="checkbox"/> 買い物体験 <input type="checkbox"/> ピアサポーターとの面談 <input type="checkbox"/> 自立生活体験 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入)
支援者への提言	

意思確認できない理由

- ことばを発しない  ジェスチャーが出来ない  筆記が出来ない  ニュアンスが分からない  
 その他  
(その他の内容を具体的に記入)

意思確認のための合理的配慮 ※3	<input type="checkbox"/> 本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解し、本人に適した説明を行ったか。 <input type="checkbox"/> できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝えたか(手話、伝達装置、絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む)。 <input type="checkbox"/> 情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行ったか。 <input type="checkbox"/> 予測される副次的出来事(リスクも含む)について伝えたか。 <input type="checkbox"/> 決定の結果についての責任を本人にも伝えたか。
------------------	--

※3 内容の詳細については、意思決定支援ガイドライン(案)参照。

意思確認のための合理的配慮のうちできなかったことについて、今後どうするか(便宜や手段、工夫)	意思確認のための合理的配慮のうち☑が入らなかった部分を具体的にどのようにするか。
本人へのエンパワメント	
意思確認が難しい場合決定の方法	<input type="checkbox"/> 後見人の意向を尊重 <input type="checkbox"/> 後見人を含む複数で意思決定を代行する <input type="checkbox"/> 家族の意向を尊重 <input type="checkbox"/> 施設の職員の意向を尊重 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入)

Q4 【関係者の意見】

		家族	施設・病院職員	市町担当者
誰に聞いたか(関係)				
地域移行可能		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域移行が困難		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
わからない		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
どのような生活をしてほしいか				
どうして地域移行が困難なのか(本人)				
どうして地域移行が困難なのか(環境)				
どんなサポートがあれば地域移行出来るか				
コミュニケーション	伝達手段 (その他の内容を具体的に記入)	<input type="checkbox"/> (口頭で発する)ことば <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> ジェスチャー <input type="checkbox"/> 筆記 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> (口頭で発する)ことば <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> ジェスチャー <input type="checkbox"/> 筆記 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> (口頭で発する)ことば <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> ジェスチャー <input type="checkbox"/> 筆記 <input type="checkbox"/> その他
	YESの表現方法			
	NOの表現方法			
受け止め方・感じ方	好きなこと 喜ぶこと			
	嫌いなこと 嫌がること			

## 【人材育成ビジョン策定の経緯と現状】（平成 29 年 1 月時点）

・三重県では、平成 18 年度から現在に至るまで相談支援やサービス管理責任者の研修を直営で実施しています。

・当初は、県下の特定の民間事業所の方々に国指導者研修に行ってもらい、そのまま伝達研修という形で研修を実施していましたが、平成 21 年頃から県の実情に合わせて研修を行うよう国の指導者研修の形が変わってきました。

・また、研修内容を国研修に行った講師まかせにすると質の担保などの課題があり、研修の中身を協議して進めていく必要性が出てきました。

・その中で、三重県の特別アドバイザーになっていただいていた山梨学院大学竹端先生から、目先の事ではなく、中・長期的な人材育成を考えていくための人材育成部会の設置に関して助言をいただき、平成 21 年度に研修企画運営検討委員会準備会を立ち上げ、平成 22 年度には研修企画運営検討委員会を作り、その後徐々に発展させていきました。

・また、人材育成の中心的な理念として「本人中心」を掲げるにあたり、研修の企画立案にも障がい当事者の方々に参画をいただくべきではないかということになり、平成 22 年度から複数の障がい当事者の方々をオブザーバーとして招き、現在では同じ立場（＝研修委員）で活動していただいています。

・その後、実施すべき研修の増加や計画相談の拡大に伴い、三重県として分野、職種を問わず貫いた理念を確立し、核となるスーパーバイザーのような地域で活躍できる人材を育て、地域に浸透させていくことが必要になってきました。また、各地域でも同じように人材育成をしていくなかで、方向性がバラバラにならないよう地域の中で指針になる、県として理念を持つことも必要でした。それらを目指してくために、平成 26 年度、人材育成検討委員会において人材育成ビジョンを策定し、第 4 期障害福祉計画（みえ障がい者共生社会づくりプラン）において県の重点施策として盛り込むことになりました。

・平成 27 年度には人材育成検討委員会を県自立支援協議会の部会として正式に位置づけました。

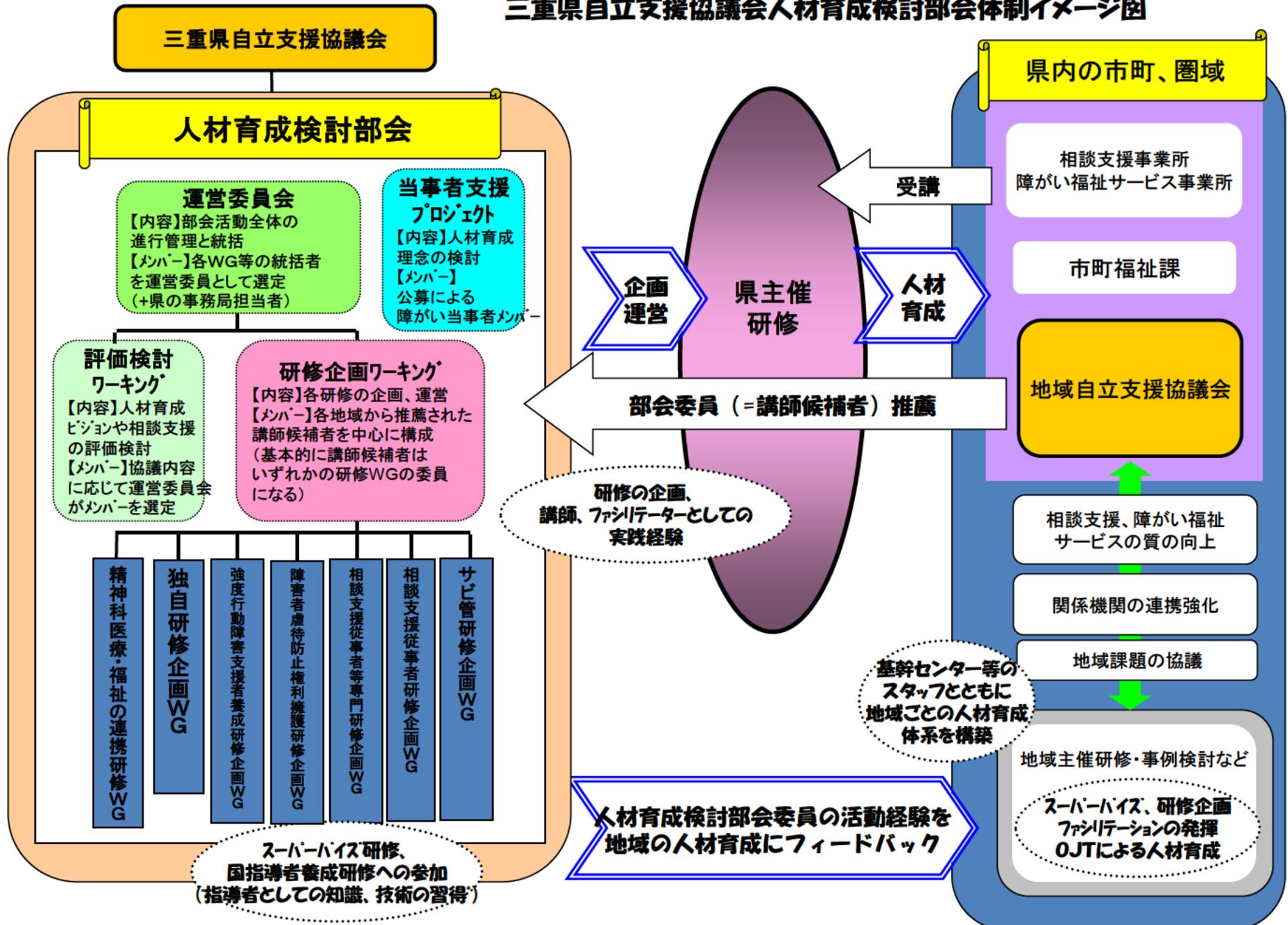
・なお、平成 29 年 1 月現在、65 名が研修ファシリテーター（兼人材育成検討部会の研修企画 WG 委員）として活動しています。障がい当事者の方々も交え、官民共同で、相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修、権利擁護研修などの研修を企画運営しています。

・なお、三重県の障害福祉従事者の人材育成ビジョンは、今後も人材育成検討部会の中で障害福祉計画の進捗管理とあわせて PDCA サイクルにより、定期的に見なおしをしていくことになっています。

【策定にあたり参考にした資料等】

「埼玉県障害者相談支援従事者人材育成ビジョン」

# 三重県自立支援協議会人材育成検討部会体制イメージ図



# 三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン

## 障がい福祉従事者に求められる資質

### ① 価値観（資質のベース）

対人援助やコミュニティワークに関わる専門職としての姿勢、価値観、倫理観。

### 価値観の3要素

- ・ 本人中心
- ・ 人権
- ・ 専門職倫理

### ② 知識

障がい者福祉をすすめるために必要な知識。

### ③ スキル

障がい者福祉に携わる者に必要な技術。

人材の育成

## 人材育成システム

### 県障害者自立支援協議会

#### 人材育成検討部会

構成員

- ・ 障がい福祉従事者
- ・ 障がい当事者
- ・ 県担当者

検討事項

- ・ 人材育成ビジョンに関すること
- ・ 各種研修の企画運営
- ・ 人材育成に関する理念の検討

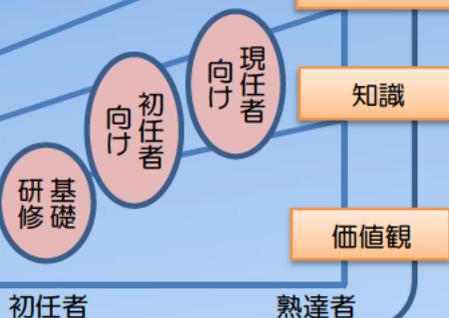
県民との協創により、人材を育成

★ホイト

地域から推薦された人材が人材育成検討部会の委員になり、障がい当事者とともに県主催研修を企画運営

企画運営

### 県主催研修



研修受講

人材育成

### 県内の市町・圏域

各地域の障がい福祉従事者

協議会等

各地域の研修、事例検討、OJT

基幹相談支援センター等を中心とした地域ごとの人材育成システムを構築

人材育成

★ホイト

経験年数に応じ段階的に必要な資質を高めていける研修体系

委員候補推薦

人材育成士のフィードバック

循環型の人材育成体系を構築

★ホイト

人材育成検討部会の委員が部会活動の経験を活かして地域の人材育成を担う

県障害者自立支援協議会人材育成検討部会（仮称）における評価・検討により、定期的にビジョンの内容を充実

## 平成28年度 研修会開催実績

研修・会議名	期間	日付
相談支援従事者初任者研修 (サビ管要件のための講義部分)	2日	7月14・15日
相談支援従事者初任者研修(講義・演習) (第1クール)	6日	7月14・15日、7月27・28日、8月2・3日
相談支援従事者初任者研修(講義・演習) (第2クール)	6日	7月14・15日、7月27・28日、9月15・16日

研修・会議名	期間	日付
専門コース別研修(スーパーバイズ研修)	1日	6月7日
専門コース別研修(スーパーバイズ研修)	1日	6月30日
専門コース別研修(障がい児支援)	1日	9月30日
専門コース別研修(高次脳機能障がい)	1日	1月27日
専門コース別研修(地域移行・地域定着)	1日	2月23日

研修・会議名	期間	日付
相談支援従事者現任研修	3日	10月5・6・7日

研修・会議名	期間	日付
サービス管理責任者研修(共通講義)	1日	11月2日
介護分野	2日	11月9・10日
地域生活(知・精)分野	2日	11月16・17日
就労分野	2日	11月30、12月1日
児童発達支援管理責任者研修	2日	12月8・9日
身体分野	-	-

研修・会議名	期間	日付
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修①クール)	2日	1月25・26日
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修②クール)	2日	2月1・2日
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)	2日	2月15・16日

研修・会議名	期間	日付
障害者虐待防止・権利擁護研修(共通講義)	1日	10月25日
障害者虐待防止センター担当職員等コース	1日	10月27日
障害者福祉施設従事者コース	1日	12月15日

研修・会議名	期間	日付
精神科医療と福祉の連携研修会【基礎編】	1日	11月22日
精神科医療と福祉の連携研修会【実践編】	1日	12月9日

---

研修・会議名	期間	日付
障害当事者支援プロジェクト(月1回開催)	PM	4月26日、5月12日、6月28日 7月20日、8月25日、9月28日 10月19日、11月15日、12月21日 1月19日、2月8日、3月24日

# 三重県障害者自立支援協議会への報告（医療的ケア課題検討部会）

平成29年2月14日

## 1 開催状況

### 第1回

日時：平成28年9月13日（火） 13:30～16:00

場所：三重県津庁舎66会議室 委員出席状況：1名欠席

### 第2回

日時：平成28年12月12日（月） 9:30～12:00

場所：三重県合同ビルG401会議室 委員出席状況：欠席なし

## 2 委員構成

- ・当事者、当事者家族 奥田恵美 氏
- ・市立四日市病院 医療ソーシャルワーカー 岡香織 氏
- ・独立行政法人国立病院機構三重病院 医療ソーシャルワーカー 高村純子 氏
- ・三重大学附属病院小児トータルケアセンター センター長 岩本彰太郎 氏
- ・特定非営利活動法人自立生活センターCIL・ARCH 代表 畠中忠 氏
- ・社会福祉法人聖マッセヤ会 理事・施設長 池田修一 氏
- ・桑名市 中央保健センター 保健師 大平道絵 氏
- ・訪問看護ステーション福寿草 管理者 伊藤朋子 氏
- ・三重県立特別支援学校 教諭 米本俊哉 氏

## 3 検討内容

下記のとおり議題を行った。なお、主な意見については別紙のとおり。

- ・医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援構築事業の全県展開に向けて（相談支援・通所サービスの充実、相談支援専門員の人材育成について）
- ・短期入所について
- ・移動支援、通学支援について
- ・支援者の人材育成、医療的ケアの支援の普及・理解促進について

## 4 今後の検討予定

来年度についても、引き続き課題に対する具体策を検討していただくため、2回程度開催する。

医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業の進捗状況や、当該事業によって見えてきた課題等について事務局から報告を受け、それを踏まえた議論を行う。

委員については、今年度と同じ委員構成で開催する予定である。

平成28年度医療的ケア課題検討部会における主な意見一覧

課題	具体的な内容 (議題として扱ったものは★)	意見
受入れ体制づくり	<p>★短期入所の充実⇒緊急時、レスパイトなど必要な時に利用できる</p> <p>・医療型短期入所事業所の確保 ・福祉型短期入所事業所での受入れ ・介護保険施設等の活用</p> <p>○通所サービスの充実⇒希望の事業所へ通所できる</p> <p>・医療的ケアができる生活介護事業所、児童発達支援事業所の確保 ・送迎支援の確保(送迎など)</p> <p>○在宅サービスの充実⇒生活支援、在宅医療が受けられ家族丸抱えから脱却する</p> <p>・居宅介護、訪問看護、訪問介護、訪問診療、訪問歯科、訪問リハビリ、訪問療育の充実</p> <p>・入院同行支援の利用 ★移動支援の確保 ★通学支援の確保</p> <p>★相談体制の充実⇒本人及び家族のニーズに応じたサービス利用、支援のコーディネート</p> <p>・指定特定相談(計画相談) ・市町委託相談 ・専門的相談支援</p> <p>・多職種連携、医療と福祉をつなぐコーディネーターの確保</p>	<p>○短期入所に関すること                      &lt;基幹病院等の活用に関する意見&gt;                      ・看護師の負担が増加するため、普段利用しているヘルパーなどの付添いが出来るといい。</p> <p>&lt;福祉型短期入所での受入れに関する意見&gt;                      ・重症ではない方は福祉型短期入所でも受け入れるよう、役割をすみわけるべき。                      ・スムーズに運営していくためには、他県が行っているような運営費補助などの支援が必要。</p> <p>&lt;短期入所全般の意見&gt;                      ・本人の家の近くで事業所を整備していく必要がある。                      ・支援の質が求められている。</p> <p>○在宅サービスに関すること                      &lt;移動支援、通学支援に関すること&gt;                      ・学校の近隣にある放課後等デイサービス事業所などの送迎車を通学にも利用出来ないか。                      ・医療的ケアが必要な障がい児は必ずしも特別支援学校に通っている訳ではないため、県ではなく市町が対応してくべき。                      ・移動支援事業を通学にも利用出来ないか。                      ・訪問看護師の同乗が必要。</p> <p>○相談支援に関すること                      &lt;多職種連携に関する意見&gt;                      ・地域の実数とニーズ把握を支援者の動機づけを行うことが必要。                      ・事例検討を継続するための仕組みや予算が必要。e-ケアネット四日市やそういんのノウハウを参考に体制構築を進めてはどうか。                      ・津圏域で県の中心となる多職種のネットワークを作り、そこを中心に県内に広げていくのがよい。                      ・事例検討会を行うことで見えてきた課題を解決するために、制度を変えていく必要があるようなことについて、行政に伝えられる場が必要である。                      ・当事者の力を活かしていくことも大切。                      ・行政の中でもうまく連携していくことが必要。</p>
人材育成・確保	<p>○医療的ケアが出来る支援者の人材育成</p> <p>・看護師 ★介護士</p> <p>○コーディネーターの人材育成</p> <p>★相談支援専門員 ・MSW ・訪問看護師 ・保健師</p> <p>★医療的ケアの啓発、理解促進</p>	<p>○看護師、医師、介護士の人材育成</p> <p>&lt;看護師に関する意見&gt;                      ・老人保健施設で受入れを可能とするためには、看護師の質を上げていく必要がある。</p> <p>&lt;介護士に関する意見&gt;                      ・利用者といふ信頼関係が築けるヘルパーの人材育成が必要。                      ・医師や看護師との連携が強化されれば増加していくのでは。                      ・特定行為の研修を受けた方が実際にケアを行うまでに一工夫必要。                      ・介護士が訪問看護師と一緒に実際の医療的ケアについて3か月程度学ぶというようなことをモデルとして実施してはどうか。</p> <p>&lt;医療的ケアができる人材育成全般に関する意見&gt;                      ・利用者一人ひとりのことを理解するための研修が増えたと安心感に繋がる。</p> <p>○医療的ケアの啓発、理解促進に関する意見&gt;                      ・医療的ケアが必要な方やその家族が発言する機会を増やす。                      ・当事者で発言出来る方が何人も育っていき、それぞれが語れるようになればいい。</p> <p>○全般に関わる意見                      ・福祉職には医療用語がわからなかったり、医療職には福祉用語がわからなかったりする課題を解決していく必要がある。                      ・地域で中心になって医療的ケアが必要な方の支援を行うような事業所の支援者を対象に行えばよい。</p>